

○池田町養老線利用促進事業助成金交付要綱

平成29年6月8日

要綱第12号

改正 平成30年2月21日要綱第3号

平成31年3月13日要綱第8号

(目的)

第1条 この要綱は、養老線の存続を図るため、乗車助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、利用者の増加及び交通事故の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子健康手帳 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の規定により町長が交付するものをいう。
- (2) マイレールチケット21 養老鉄道株式会社が発行する回数券タイプの21枚綴り乗車券をいう。
- (3) 取扱窓口 企画課及び池田町まちづくり工房「霞溪舎」において行う申請事務窓口をいう。

(対象者)

第3条 この助成金交付の対象者は、マイレールチケット21（以下「回数券」という。）により乗降する、町内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 母子健康手帳所有者
- (2) 満65歳以上の者

(助成対象)

第4条 助成金の対象となる回数券は、次の各号のいずれかに該当するもので、取扱窓口にて交付するものとする。

- (1) 普通運賃260円：発売額5,000円
 - (2) 普通運賃310円：発売額6,000円
 - (3) 普通運賃360円：発売額7,000円
 - (4) 普通運賃410円：発売額8,000円
- (助成金額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第3条第1号に規定する対象者に対して、回数券購入費の全額とし、対象者1人につき1回とする。ただし、母子健康手帳取得後10ヶ月以内とする。
- (2) 第3条第2号に規定する対象者に対して、回数券購入費の10パーセント相当額とする。

(交付申請)

第6条 前条に規定する助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請をするものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する対象者は、養老線利用促進事業助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に母子健康手帳を添えて、町長に提出するものとする。
- (2) 第3条第2号に規定する対象者は、申請書に本人確認のできる必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請が適正と認めたときは、速やかに対象者に助成金を交付するものとする。

2 前項の交付を行うときは、養老線利用促進事業助成金交付台帳（別記第2号様式）に必要事項を記載するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第8条 町長は、助成金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を

取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
 - (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第3条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日要綱第3号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の池田町養老線利用促進事業助成金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

別記第2号様式（第7条関係）

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

池田町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

養老線利用促進事業助成金交付申請書

養老線利用促進事業助成金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 対象者 母子健康手帳所有者
 満65歳以上の者

2 種 類 マイレールチケット21

- 普通運賃260円：発売金額5,000円 _____ 冊
 普通運賃310円：発売金額6,000円 _____ 冊
 普通運賃360円：発売金額7,000円 _____ 冊
 普通運賃410円：発売金額8,000円 _____ 冊

3 添付資料

- 母子保健手帳の写し（発行日 年 月 日）
 運転免許証、旅券（パスポート）及び個人番号カード等官公署が発行する証明書の写し

受 領 書

年 月 日

マイレールチケット21を受領しました。

受領者

（申請者）

印

別記第2号様式（第7条関係）

養老線利用促進事業助成金交付台帳

（母子健康手帳所有者）

企画課・池田町まちづくり工房「霞溪舎」

交付 番号	申請 年月日	氏名	手帳発行 年月日	住所	連絡先	種類 (販売額)	冊数	備考
1	・ ・							
2	・ ・							
3	・ ・							
4	・ ・							
5	・ ・							
6	・ ・							
7	・ ・							
8	・ ・							
9	・ ・							
10	・ ・							
11	・ ・							
12	・ ・							
13	・ ・							
14	・ ・							
15	・ ・							
16	・ ・							
17	・ ・							
18	・ ・							
19	・ ・							
20	・ ・							

